

保護者のみなさまへ

うるま市長 中村 正人  
( 公 印 省 略 )

### 学童クラブにおける家庭保育の協力依頼について

日頃より、本市の保育行政についてご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。  
県内の新型コロナウイルス感染者が急増している状況を受け、令和3年5月21日に沖縄県に対して緊急事態宣言（期間：5月23日から6月20日まで）が発出される予定です。  
学童クラブにおける感染拡大のリスクを回避するために、緊急事態宣言が発出された場合の対応等について、下記のとおりとしましたのでご理解とご協力をお願いいたします。

#### 記

##### 1. 家庭保育のお願い

**緊急事態宣言が発令されている間（5月23日から6月20日まで）、家庭保育が可能な世帯においては、家庭保育の協力をお願いします。**

お仕事やその他、保育が必要な場合は通常どおりご利用いただけます。なお、今回の家庭保育にご協力いただいた期間の利用料については、減免の対象となりません。お子様への感染拡大防止という趣旨をご理解いただき、可能な範囲内でご協力いただくよう対応をお願いします。

##### 2. 感染拡大防止策について

- ①手洗い、手指の消毒、マスク着用など感染予防を徹底してください。
- ②不要不急の外出自粛にご協力ください。
- ③児童に発熱や呼吸器症状などの風邪の症状がある場合、利用を控えるよう対応をお願いします。  
なお、発熱の判断をする際は個人差があることに留意してください。

##### 3. 新型コロナウイルス感染症が確認された場合等の対応について

- ①児童が感染者の濃厚接触と特定された場合、その児童は2週間程度の利用自粛を要請します。
- ②児童または学童クラブ職員等の感染が確認された場合、その施設は「臨時休業」とします。  
休業期間は、保健所等の指示に従い判断します。
- ③「臨時休業」が決定した場合は、学童クラブから保護者へ通知してください。

##### 4. 感染者等への配慮について

新型コロナウイルス感染症に関しては、誰もが罹患する可能性のある感染症であり、感染経路不明の患者も増加しています。罹患者や児童保護者の職種（医療従事者等）に対する、偏見や差別などは絶対に行わないでください。

##### 5. その他

緊急事態宣言の期間が変更となった場合は、改めてご連絡いたします。

お問い合わせ先

うるま市こども部こども未来課  
電話：989-5313